

(陳受28第38号)

障がい者虐待の防止の強化等を求めることに関する陳情

受理年月日

平成28年8月4日

陳情者

埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松1-7-27
小畑 孝平

陳情の要旨

2013年11月24日、千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園（千葉県袖ヶ浦市）において、入浴指示に従わぬ施設入所者たる障がい者の少年に繰り返し暴行を加え、同26日に腹膜炎等により殺害した、当時同施設職員の被告に対し、2015年3月23日、千葉地方裁判所は懲役6年の判決を下した。これを受け、被告の母親は、「御遺族の思いを考えると、懲役6年は『とても軽い』。仕事をやめてでも、抜け出すことができたのではないかと思う。親として申しわけない気持ちでいっぱいです」と、みずから言及した。一方、被害者の少年の母親は弁護士を經由し、「何年だろうと（判決内容を）軽いと感じる。障害者支援を変えてほしい。息子の死を無駄にしないでほしい」と厳しくコメントした。

そして、森田健作千葉県知事は、「判決を大変重く受け止めている。二度と起きないように、見直しに向けて、全力で取り組む」と通り一遍にコメント。さらに、千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園の経営母体たる社会福祉法人千葉県社会福祉事業団の田中齋理事長は、「施設で暮らす人たちが安心し、安全に暮らせる環境をつくるため、最大限努力していく」と、やはり通り一遍にコメントした。当該コメントに異議がある。お金をもらって仕事をしておいて、まして、それが人の命にかかわるものであれば、より一層、いいかげん、努力ではなく結果を出すべきではないのか。法的義務と、当事者の勝手な都合で発出される努力義務とをすりかえないでもらいたい。

そのあげく、刑事責任に問われたのは、被告のただ一人。当事者団体たる千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団並びにその管理監督者たる千葉県庁職員及びその責任者たる森田健作千葉県知事には、何のおとがめもない。

本当に非難されるべき者は、遺族への配慮が認められた被告の親族等の関係者ではない。実行犯ならぬ主犯格たる千葉県袖ヶ浦福祉センター養育園、社会福祉法人千葉県社会福祉事業団並びにその管理監督者たる千葉県庁職員及びその責任者たる森田健作千葉県知事ではなからうか。

そして、とうとう袖ヶ浦の件をはるかに超越する、極悪非道な無差別ならぬ健常者と障がい者を峻別した差別的な障がい者殺りく事件が起こった。2016年7月26日、神奈川県相模原市の重度知的障がい者施設「津久井やまゆり園」において、その元職員である容疑者が同施設に侵入し、刃物で利用者19名を抹殺し、ほか26名に重軽傷を負わせた。

容疑者を初め、障がい者差別を働く者たちが共通して主張することは、障がい者は存在価値がないだの、金食い虫だの、甚だグロテスクなレッテル貼付行為である。しかし、前東京都知事のほうかはるかに金食い虫であり、テロリストその他凶悪犯罪者のほとんどが知恵と身体の発達した健常者であることは言うまでもない

し、まして、障がい者は好きでそのようになったわけではない。また、今回の事件及び容疑者等の差別主義者による障がい者蔑視の言動は、我々当事者に相当程度の絶望その他嫌悪感を与え続け、公共の福祉を著しく破壊している。

そもそも、過去の教訓が生かされず、袖ヶ浦の件に続いて相模原の障がい者殺人事件が繰り返されている背景には、国民の障がい者の人権への無関心があることを忘れてはならない。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を初め、行政職の有志の方々が血の汗出る苦勞をしてつくり上げられた障がい者人権擁護法令を、どれだけないがしろにしてきたのだろうか。オリンピック・パラリンピック以前の問題である。そろそろ、これら法令を遵守すべき時期が到来したのではないか。今必要なのは、物よりも心のバリアフリーである。

以上の趣旨から、下記の事項について、その実現へ向けて尽力するよう、市及び関係機関に働きかけられたい。

記

- 1 市内の障がい者施設等において、利用者への虐待阻止または予防のより一層の強化をすること。
- 2 障がい者虐待の防止、その他の障がい者の人権に係る啓発のさらなる強化をすること。
- 3 障がい者の人権に係る宣言をすること。